

平成 28 年第 3 回 沼津市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成 28 年 3 月 18 日 (金) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分

2 場 所 沼津市立図書館 4 階 第 1・2 講座室

3 日 程

(1) 会議録署名人の指名 (三好委員 川口委員)

(2) 議 案

議第 7 号 沼津市教育委員会公印規則の一部改正について

議第 8 号 沼津市教育委員会事務局職員の職名規則の一部改正について

議第 9 号 沼津市教育長に対する事務委任規則の一部改正について

議第 10 号 沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

議第 17 号 沼津市図書館処務規程の一部改正について

議第 18 号 沼津市立少年自然の家処務規程の一部改正について

議第 19 号 沼津市民体育館処務規程の一部改正について

議第 20 号 沼津市博物館処務規程の一部改正について

議第 21 号 沼津市青少年教育センター処務規程の一部改正について

議第 12 号 沼津市立高等学校管理規則の一部改正について

議第 13 号 沼津市立高等学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止について

議第 14 号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について

議第 15 号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について

議第 16 号 沼津市立小中学校文書取扱要領の一部改正について

議第 22 号 沼津市教育基本構想実施計画 (H28～H32) について

議第 23 号 沼津市教育委員会職員の人事異動について

(3) 協 議

なし

(4) 報 告

1) 2 月市議会定例会提出議案について

2) 沼津市教育委員会事務局組織の改正について

3) 沼津市総合教育会議の設置要綱の一部改正について

(5) そ の 他

なし

4 出席者等

委員長 細沼早希子、委員長職務代理者 三好勝晴、委員 土屋葉子、委員 川口浩史、  
教育長 工藤達朗、教育次長 井原正利、教育指導監兼学校教育課長 大川淳、  
市立沼津高等学校校長兼中部校長 川口孝博 教育企画室長 真野正実、学校管理課長  
山本貴史、文化振興課長兼戸田造船郷土資料博物館長 勝又恵三、教職員研修センター所  
長 望月まゆみ、少年自然の家所長 石井学、図書館長 杉山一夫、図書館事務長 芹澤恵  
美子、市立沼津高等学校事務長 杉山善英、スポーツ振興課長兼市民体育館長兼勤労青年体  
育センター所長 原靖、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 中村朗、青少年教育センター所長  
相磯幸代、学校教育課長補佐 山田晃良、教育企画室指導主事 本杉淳、

教育企画室主任 岡村和人、教育企画室主事 石渡輔、教育企画室主事 和泉百映

## 5 会議内容

細沼委員長が、午後 3 時 00 分開会を宣言する。

細沼委員長より会議を公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 1名

細沼委員長より、会議録署名人に三好委員、川口委員を指名する。

## 6 教育長報告

改めまして、こんにちは。

すっかり、春の陽気となり、本日は暑いくらいですが、年度末の最後の定例会ということで、よろしく願いいたします。3月末になりますと、人事異動等があります。私は、方丈記の冒頭の「ゆく川の流れば絶えずして、しかももとの水にあらず」とありますが、人事とまさに同じであると感じます。変わるけれども基本的には変わらない、無常というか、今年もその季節が来たと感じております。初めにご報告申し上げますのは、皆様ご存じであると思いますが、私の後任に、門池小学校長の服部裕美子氏が議会で同意されました。今回から、教育長は市長が直接任命するという事で、市長の熱き思いで、是非女性にやっていただきたいという中で、服部校長が選任されました。非常に優しく常に笑顔絶えず、適格に対応する教育長でありますので、今後とも、是非教育委員の皆様には、ご支援をお願いしたいと思っております。来週 22 日に校長会があるのですが、始まる前に懇談会をしていただき、新しい教育長の人柄等をわかっていただきたいです。素晴らしい教育長になると思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

## <議案>

細沼委員長 本日の議案については、教育委員会規則の改正等が 15 件あり、改正の理由が同一によるものが複数あるため、議案番号順の説明ではなく、議案の内容により、説明順を変更し、会議を進行して良いか、伺う。

各委員 異議なし

細沼委員長 異議なしと、認める。  
それでは、日程の議案順に、進行する。

### 議第 7 号 沼津市教育委員会公印規則の一部改正について

(教育企画室長 資料に基づき説明)

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。

細沼委員長 特にないようなので、それでは、お諮りする。

議第 7 号について、原案通り可決することについてご異議はあるか。

各委員 異議なし。

細沼委員長 異議なしと認める。

議第 7 号については、原案どおり可決することに決する。

### 議第 8 号 沼津市教育委員会事務局職員の職名規則の一部改正について

(教育企画室長 資料に基づき説明)

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。



により、教育委員会事務局の出先機関から、生涯学習課の出先機関となったことに伴い、また、新たな職名等の追加に伴う規則改正となるため、一括にて説明する。

細沼委員長 説明が終わったが、これら6件に対するご質問、ご意見等はいかがか。  
三好委員 教育企画室を「課」に変えたのは、「室」だとわかりにくいからか。  
教育企画室長 全庁的に、部内室を辞めるという動きがある。室が課に変わったのは、学校配置の適正化や、公共施設のマネジメントなど、大きく2つ業務が増えたためと認識している。社会教育施設の需要が、人口減少や社会情勢の変化等により変わってきており、設立当時と設置目的が変わってきている。人口減少に対応した、博物館のあるべき形や、福祉施設が現在どのようにあるべきかということで、公共施設のマネジメントは床を減らしていく計画である。教育とはなじまないため、市長部局と連携をし、今の利用状況等を含め再検討して行かなければならないので、生涯学習課の所管施設や、文化振興課の所管施設があり、多岐に渡る分野について教育企画室が従前から所管していたため、それらを取りまとめるということで、必要な事務手続きをしていく。

三好委員 なんとなく、格上げになったように感じる。  
教育次長 後ほど、報告で説明する予定であったが、今回の部内室から課への変更については、教育委員会の全課にまたがることを所管しなければならないということで、教育施設のマネジメントを含めて、計画を立てながら今後どのようにしていくか考えなければならない。教育企画室は、学校教育に関する事務が多く、一貫校を設置したが、今後は、社会教育関係も全てひとつの中でやって行かなければならない。その中で、部内室という、プロジェクト的な位置づけではなく、課体制で臨んで行かなければならないことを強く要望し、「課」にさせていただいた。

三好委員 それで、公共施設のマネジメントを追加してきたのか。  
教育次長 はい。  
細沼委員長 それでは、ご意見も尽きたようなので、お諮りする。  
それでは、議第10号、議題17号～議第21号について、原案通り可決することについてご異議はあるか。

各委員 異議なし。  
細沼委員長 異議なしと認める。  
議第10号、議題17号～議第21号以上6件については、原案どおり可決することに決する。  
それでは、次の議案について事務局の説明を願う。

#### 議第12号 沼津市立高等学校管理規則の一部改正について

(市立沼津高等学校事務長 資料に基づき説明)

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。  
三好委員 副主任を置くのは、給与体系が細かく変わったから規則等を改正するのか。

教育次長 職階による給与の級を、ひとつの職階に対して、ひとつの級とする。今までは、主事の職階に対して2本の級があったので、それぞれの級に対してそれぞれの職階をつけるということに、地方公務員法が改正となった。新たに給与体系が増加したわけではない。

細沼委員長 副主任に相当する職員は、従前もいたということか。

教育次長 副主任に相当する等級は今までもあった。

細沼委員長 肩書きがついていなかったために、低い方の給与であったなどはあるのか。

教育次長 そういうことはなく、等級は従前からあったものである。

細沼委員長 給与と職階の整合性を整えたということか。

市立高事務長 そうである。

川口委員 副主任は、立場が上なのか。

教育次長 主事よりは上になる。

川口委員 今までは、主事で同じ立場であるが、給与だけ違うという状況だったのか。

市立高事務長 そうである。

細沼委員長 それでは、ご意見も尽きたようなので、お諮りする。

それでは、議第12号について、原案通り可決することについてご異議はあるか。

各委員 異議なし。

細沼委員長 異議なしと認める。

議第12号については、原案どおり可決することに決する。

それでは、次の議案について事務局の説明を願う。

議第13号 沼津市立高等学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止について  
(市立沼津高等学校事務長 資料に基づき説明)

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。

三好委員 人事評価とは、簡単に言うとうどういうものか。定期的に人事評価を行わなければいけないものなのか。

教育長 現在も、人事評価は実施している。

三好委員 どのようなタイミングで実施しているのか。

教育長 市の職員と、教員とは違う。評価項目も違う。現在は、教員の場合、評価を給与に反映していないが、いずれ、給与に反映するものとなる。市の職員は、来年4月から、正式に取り入れて行くこととなる。

教育次長 これまでは、試行ということで、係長級以上が対象であった。4月からは実施することになる。

三好委員 具体的に、どのようなところを見るのか。

教育長 評価項目がいくつかあり、その中で、評価をしていく。これは、点数的に正確に評価することは難しいので、100点満点中何点というような付け方ではなく、1次評価、2次評価があり、課長は次長が1次評価をし、2次評価は、私がするなど、複雑な形で試行をしている。

川口委員 自己評価はするのか。  
教育次長 自己評価をし、それを1次評価者が評価をし直す。  
川口委員 人事評価は、私の職場でも実施している。  
細沼委員長 市立高のこの規則は廃止になるということだが、平成28年4月1日以降は、改正地方公務員法第23条の2に基づく評価が行われていくということか。  
市立高事務長 23条の2に基づき、評価をしていくことになる。それを、具体的にどのように実施していくかについて、具体的な実施方法を定める必要がある。県の方法を確認しながら、策定したいと思う。  
細沼委員長 それは、新たな規則になるのか。  
市立高校事務長 規則にするか要綱にするか、そこを含め検討していきたい。  
三好委員 今まで、勤務成績の評定と言っていたのが、人事評価という言葉に置き換え、やることは同じという気がする。  
細沼委員長 それでは、ご意見も尽きたようなので、お諮りする。この規則は廃止ということであるので、議第13号について、原案通り可決することについてご異議はあるか。  
各委員 異議なし。  
細沼委員長 異議なしと認める。  
議第13号については、原案どおり可決することに決する。

議第14号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について  
(学校教育課長 資料に基づき説明)

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。  
細沼委員長 知的障害学級、情緒障害学級の項に門池小学校が加わったということは、少し手厚くなったということか。  
教育長 門池小学校は、人数が増加傾向にあるため、新しく作った。  
細沼委員長 それでは、ご意見も尽きたようなので、お諮りする。  
議第14号について、原案通り可決することについてご異議はあるか。  
各委員 異議なし。  
細沼委員長 異議なしと認める。  
議第14号については、原案どおり可決することに決する。

議第15号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について  
(学校教育課長 資料に基づき説明)

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。  
三好委員 ちなみに、営利企業従事許可証を提出して、実際に行われている事例はいくつかあるのか。  
学校教育課長 はい。例えば、アパートを所有している場合などは届出をしてもらう。  
三好委員 それも、届出をしてもらうのか。  
学校教育課長 英語検定の監督を会場でやる場合も、報酬をもらえるため届出が必要。  
三好委員 単発のものも、届出をしてもらうということか。

学校教育課長 サッカー大会やバスケットボール大会等の審判等で1回千円程度も、届出をしてもらう。

教育長 最近は、厳しく、全て届出をしてもらっている。給与以外でもらうものは、全て営利事業として届出をしてもらう。

細沼委員長 それでは、ご意見も尽きたようなので、お諮りする。

各委員 議第15号について、原案通り可決することについてご異義はあるか。

細沼委員長 異議なし。

細沼委員長 異議なしと認める。

議第15号については、原案どおり可決することに決する。

議第16号 沼津市立小中学校文書取扱要領の一部改正について

(学校教育課長 資料に基づき説明)

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。

三好委員 これらは全て、文書であるが、そのうちデータになるのか。

学校教育課長 今は、全て文書である。

三好委員 紙等は、かなりの量となり大変である。

細沼委員長 これらの文書は、教員が作成するのと、事務職員が作成するものがあるのか。

学校教育課長 多くは、受け付けて保存する文書が多いが、それについて回答を求められるものについては、事務職員、教員、分担に添ってそれぞれが作成し提出し、その写しを保存している。

細沼委員長 教員の雑用が多くて教員の多忙となっている事実があると思うが、このような文書の作成も、大変な仕事のひとつであるのか。

学校教育課長 そうである。まず県教委が通知文、依頼文を減らすということを行った。それを受け、市も減らすようにし、学校の扱う文書量は以前に比べ減少している。

三好委員 永久に保存するものと、20年保存するものなどがあり保存も多量であると感じる。

細沼委員長 それでは、ご意見も尽きたようなので、お諮りする。

各委員 議第16号について、原案通り可決することについてご異義はあるか。

細沼委員長 異議なし。

細沼委員長 異議なしと認める。

議第16号については、原案どおり可決することに決する。

それでは、次の議案について事務局の説明を願う。

議第22号 沼津市教育基本構想実施計画(H28~H32)について

(教育企画室長 資料に基づき説明)

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。

細沼委員長 3月15日号の広報ぬまづに、教育大綱が出ていた。市民からの反応はあったのか。

教育企画室長 残念ながら、特にない。各校区に配布されるには、若干の時間差がある

三好委員 と思っているので、この後を期待したいと思う。  
新しいことは、6 ページにある「沼津ならでは」の取組か。それ以外は、従来やっている流れのものか。

教育企画室長 大半が、重要な事業を継続的にやる内容である。  
細沼委員長 それでは、ご意見も尽きたようなので、お諮りする。  
議第 22 号について、原案通り可決することについてご異義はあるか。

各委員 異議なし。  
細沼委員長 異議なしと認める。  
議第 22 号については、原案どおり可決することに決する。  
それでは、次の議案について事務局の説明を願う。

議第 23 号 沼津市教育委員会職員の人事異動について

(教育次長 資料に基づき説明)

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。  
細沼委員長 少年自然の家は、終了するのか。  
教育次長 そのために、来年度、生涯学習課長が兼務することとなる。28 年度いっぱいでは閉所である。  
細沼委員長 それでは、ご意見も尽きたようなので、お諮りする。  
議第 23 号について、原案通り可決することについてご異義はあるか。

各委員 異議なし。  
細沼委員長 異議なしと認める。  
議第 23 号については、原案どおり可決することに決する。

<報 告>

1) 2 月市議会定例会提出議案について

(教育次長 説明)

教育次長 第 4 回沼津市議会定例会は 2 月 12 日～3 月 17 日まで開催された。教育委員会関係の議案については、平成 27 年度議案は、市民文化センターの劣化調査や、育英奨学金の積立金などが組み込まれた、一般会計補正予算、平成 28 年度分議案は、若山牧水記念館、庄司美術館の指定管理者の指定、および、一般会計の当初予算についてであったが、いずれも原案通り可決されている。また、昨日最終日に、教育長任命の同意について追加提案された。服部裕美子氏が、法改正後の新しい教育長として、同意されている。意見書として、精神障害者の交通運賃割引制度の拡充を求める意見書というものが追加提案され、これも可決している。

2 月定例会中の文教消防委員会では、小中学校の適正規模適正配置の概略方針について報告している。委員会の関係としては、消防本部が 4 月から広域消防となり駿東伊豆消防本部という組合を結成することになり、これに基づき、市の組織から消防本部が無くなるため、今まで、委員会は文教消防委員会と呼んでいたが、議会の 4 つの常任委員会の再編成がされ、教育委員会は、産業振興部と一緒に、文教産業委員会という委員会で



所管されることとなった。これは、委員会条例で定めてあり、追加提案され、可決している。4月から、文教産業委員会となる。なお、代表質問等については、4月定例会で報告する。

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。  
細沼委員長 それでは特にないようなので、本件については、報告を受けたということでご了承願う。

2) 沼津市教育委員会事務局組織の改正について

(教育次長 資料に基づき説明)

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。  
細沼委員長 それでは特にないようなので、本件については、報告を受けたということでご了承願う。

3) 沼津市総合教育会議の設置要綱の一部改正について

(教育企画室長 資料に基づき説明)

細沼委員長 説明が終わったが、本件に対するご質問、ご意見等はいかがか。  
細沼委員長 それでは特にないようなので、本件については、報告を受けたということでご了承願う。  
細沼委員長 その他に何かあるか。ないようなので以上をもって本日の定例会を終了する。

午後4時00分 閉会